

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年7月10日(2008.7.10)

【公開番号】特開2001-198213(P2001-198213A)

【公開日】平成13年7月24日(2001.7.24)

【出願番号】特願2000-8368(P2000-8368)

【国際特許分類】

A 61 M 1/34 (2006.01)

A 61 M 1/02 (2006.01)

B 01 D 39/16 (2006.01)

【F I】

A 61 M 1/34 500

A 61 M 1/02 540

B 01 D 39/16 A

【手続補正書】

【提出日】平成20年5月16日(2008.5.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項11

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項11】

少なくとも、1)導入口、2)請求項1記載の微小凝集物除去フィルター材を含むフィルター、3)導出口、を含む装置を用い、導入口から微小凝集物を含有する赤血球含有血液製剤を注入し、導出口から該フィルターで濾過された液を回収することからなる、微小凝集物を含有する赤血球含有血液製剤から微小凝集物を除去する方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項12

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項12】

微小凝集物除去フィルター材の下流側に、白血球除去フィルター材を配置した、請求項11記載の微小凝集物を含有する赤血球含有血液製剤から微小凝集物を除去する方法。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

すなわち、本発明は、

(1)微小凝集物を含有する赤血球含有血液から微小凝集物を除去するフィルター材であって、該フィルター材は、平均纖維径が8μm以上50μm未満の纖維状多孔質体を基材とし、少なくともその表面に非イオン性の親水性部分と塩基性部分とを含む親水性塩基性基を有しており、該親水性塩基性基において、該親水性部分が該塩基性部分より末端側に位置していることを特徴とする微小凝集物除去フィルター材、

- (2) 少なくとも 1 つの親水性部分が親水性塩基性基の最末端に位置している上記(1)の微小凝集物除去フィルター材、
- (3) 親水性部分がヒドロキシル基である上記(1)又は(2)の微小凝集物除去フィルター材、
- (4) 塩基性部分が第 2 級及び / 又は第 3 級アミノ基である上記(1)~(3)のいずれかの微小凝集物除去フィルター材、
- (5) 親水性塩基性基がヒドロキシアルキルアミノ基である上記(1)の微小凝集物除去フィルター材、
- (6) 親水性塩基性基を含むモノマー及び / 又は親水性塩基性基を含むモノマーを構成成分とするポリマーが纖維状多孔質基材の表面に導入されてなる上記(1)~(5)のいずれかの微小凝集物除去フィルター材、
- (7) 親水性塩基性基を含むモノマーを構成成分とするポリマーが、親水性塩基性基を含まないモノマーとの共重合体である上記(6)の微小凝集物除去フィルター材。
- (8) 親水性塩基性基を含む重合性モノマーは(メタ)アクリル酸誘導体である上記(6)又は(7)の微小凝集物除去フィルター材、
- (9) フィルター材の単位表面積当たりの親水性塩基性基の密度は 0.1 μeq / m² 以上 1000 μeq / m² 未満である上記(1)~(8)のいずれかにの微小凝集物除去フィルター材、
- (10) フィルター材の表面において、親水性部分の数に対する塩基性部分の数は 0.01 以上 0.5 以下である(1)~(9)のいずれかに記載の微小凝集物除去フィルター材、(11)少なくとも、1)導入口、2)上記(1)の微小凝集物除去フィルター材を含むフィルター、3)導出口、を含む装置を用い、導入口から微小凝集物を含有する赤血球含有血液製剤を注入し、導出口から該フィルターで濾過された液を回収することからなる、微小凝集物を含有する赤血球含有血液製剤から微小凝集物を除去する方法、及び
- (12) 微小凝集物除去フィルター材の下流側に、白血球除去フィルター材を配置した、上記(11)の微小凝集物を含有する赤血球含有血液製剤から微小凝集物を除去する方法、に関するものである。